

泌尿器科専門研修プログラム整備基準 修正箇所(2020年6月19日日本専門医機構承認)

新	旧
5. 専門研修施設とプログラムの認定基準	
32 ⑩Subspecialty領域との連続性について	
<p>Subspecialty領域との連続性について配慮することがあれば記載してください。たとえば、「Subspecialty領域の専門医を取得する希望があれば、専門研修の3年次や4年次にその領域に関連する疾患や技能をより多く経験できるように調整する」など。 泌尿器科専門医に関連するSubspecialty領域の専門医の例を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓専門医・臨床遺伝専門医・内分泌外科専門医・内分泌代謝科(泌尿器科)専門医・感染症専門医・がん薬物療法専門医・生殖医療専門医・超音波専門医・日本透析医学会専門医・日本性機能学会専門医・排尿機能専門医・日本小児泌尿器科学会専門医・腎移植専門医 ・生殖医療専門医 ・透析専門医 ・腎臓専門医 ・感染症専門医 	<p>Subspecialty領域との連続性について配慮することがあれば記載してください。たとえば、「Subspecialty領域の専門医を取得する希望があれば、専門研修の3年次や4年次にその領域に関連する疾患や技能をより多く経験できるように調整する」など。 泌尿器科専門医に関連するSubspecialty領域の専門医の例を以下に示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生殖医療専門医 ・透析専門医 ・腎臓専門医 ・感染症専門医
33 ⑪専門研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件…	
<p>日本泌尿器科学会専門研修委員会で示される専門研修中の特別な事情への対処にもとづいて記載して下さい。</p> <p>①専門研修プログラム期間のうち、産前産後および育児休暇については出産に伴う6ヶ月以内の休暇は6カ月間までを1回までは研修期間として認め、分割しての休暇取得も認めるにカウントできる。</p> <p>②疾病での休暇は6カ月まで研修期間にカウントできる。</p> <p>③疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。</p> <p>④フルタイムではないが、勤務時間は週20時間以上の形態での研修は4年間のうち6カ月まで認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記項目①～④項目に該当する者は、その期間を除いた常勤での専攻医研修期間が通算3年半以上必要である。 ・他科(麻酔科、救急科など)での研修は4年間のうち6カ月まで認める。 ・留学、病院勤務のない大学院の期間は研修期間にカウントできない。 ・専門研修プログラムの移動には、日本泌尿器科学会の専門研修委員会へ申請し承認を得る必要があります。したがって、移動前・後の両プログラム統括責任者の話し合いだけでは行えないことを基本とします。 	<p>日本泌尿器科学会専門研修委員会で示される専門研修中の特別な事情への対処にもとづいて記載して下さい。</p> <p>専門研修プログラム期間のうち、出産に伴う6ヶ月以内の休暇は1回までは研修期間にカウントできる。</p> <p>疾病での休暇は6カ月まで研修期間にカウントできる。</p> <p>疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。</p> <p>フルタイムではないが、勤務時間は週20時間以上の形態での研修は4年間のうち6カ月まで認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記項目に該当する者は、その期間を除いた常勤での専攻医研修期間が通算3年半以上必要である。 ・他科(麻酔科、救急科など)での研修は4年間のうち6カ月まで認める。 ・留学、病院勤務のない大学院の期間は研修期間にカウントできない。 ・専門研修プログラムの移動には、日本泌尿器科学会の専門研修委員会へ申請し承認を得る必要があります。したがって、移動前・後の両プログラム統括責任者の話し合いだけでは行えないことを基本とします。
6. 専門研修プログラムを支える体制	
36 ③専門研修指導医の基準	
<p>■泌尿器科研修プログラムにおいて以下の基準に則って指定された指導医が指導にあたることを明示して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門研修指導医とは、専門医の資格を持ち、十分な診療経験を有しかつ教育指導能力を有する医師である。 ・専攻医研修施設において常勤泌尿器科医師として5年以上泌尿器科の診療に従事していること(合計5年以上であれば転動による施設移動があっても基準を満たすこととする)。 ・泌尿器科に関する論文業績等が基準を満たしていること。基準とは、泌尿器科に関する学術論文、学術著書等または泌尿器科学会を含む関連学術集会での発表が5件以上あり、そのうち1件は筆頭著書あるいは筆頭演者としての発表であること。 ・日本泌尿器科学会の専門研修委員会が認める指導医講習会を5年間に1回以上受講していること。 ・日本泌尿器科学会が認定する指導医はこれらの基準を満たしているため、本研修プログラムの指導医の基準も満たすものとします。 	<p>■泌尿器科研修プログラムにおいて以下の基準に則って指定された指導医が指導にあたることを明示して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門研修指導医とは、専門医の資格を持ち、十分な診療経験を有しかつ教育指導能力を有する医師である。 ・専攻医研修施設において常勤泌尿器科医師として5年以上泌尿器科の診療に従事していること(合計5年以上であれば転動による施設移動があっても基準を満たすこととする)。 ・泌尿器科に関する論文業績等が基準を満たしていること。基準とは、泌尿器科に関する学術論文、学術著書等または泌尿器科学会を含む関連学術集会での発表が5件以上あり、そのうち1件は筆頭著書あるいは筆頭演者としての発表であること。 ・日本泌尿器科学会の専門研修委員会が認める指導医講習会を5年間に1回以上受講していること。 ・日本泌尿器科学会が認定する指導医はこれらの基準を満たしているため、本研修プログラムの指導医の基準も満たすものとします。
9. 専攻医の採用と修了	
52 ①採用方法	
<p>■泌尿器科研修プログラムの専攻医採用方法について泌尿器科領域で統一します。下記にしたがって明示して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP(機構または領域)で公募、選抜すること ・募集開始および応募締め切りについては原則として日本専門医機構の提示するスケジュールに従います募集開始は7月1日、応募締め切りは9月30日とします。 ・学科試験の実施の有無については各研修プログラムの実情に合わせて明示して下さい。 ・原則として面接を実施して下さい。 ・年度途中で臨床研修を修了する予定者については、修了する見込みの前年度の専攻医登録を行うことで採用することができます。その場合は臨床研修修了をもって専門研修の開始となります。 	<p>■泌尿器科研修プログラムの専攻医採用方法について泌尿器科領域で統一します。下記にしたがって明示して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP(機構または領域)で公募、選抜すること ・原則として募集開始は7月1日、応募締め切りは9月30日とします。 ・学科試験の実施の有無については各研修プログラムの実情に合わせて明示して下さい。 ・原則として面接を実施して下さい。